

## イ 知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科

知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校（以下、知的障害特別支援学校と表記）の小学部の各教科は、生活、国語、算数、音楽、図画工作及び体育の6教科で構成されています。小学部の生活科は、児童が生活に必要な基本的な知識や技能及び態度を、生活経験を積み重ねて着実に身に付けていくことを目標としています。基本的な生活習慣の確立に関すること、遊び、役割、手伝い、きまりなどを含む生活に関することを学習の対象とし、自立への基礎を体系的に学べるように、内容を構成した教科です。また小学部の教科には、社会科、理科、家庭科が設けられていませんが、児童の具体的な生活に関する学習の中で社会や自然等に直接関わったり、気付いたりすることができるように、それぞれの教科の内容を生活科に包含しています。

中学部の各教科については、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育及び職業・家庭の8教科に外国語を加えることができます。外国語は、生徒や学校の実態を考慮し、各学校の判断により必要に応じて設けることができる教科です。

知的障害特別支援学校の各教科は学年ではなく、段階別（小学部3段階、中学部2段階）に内容が示されています。その理由は、発達期における知的機能の障害が、同一学年であっても個人差が大きく、学力や学習状況も異なるため、段階を設けて示すことにより、個々の児童生徒の実態等に即して各教科の内容を精選し、効果的な指導ができるようにされています。

### 各教科等を合わせて指導を行う場合

学校教育法施行規則第130条第2項に、特別支援学校において「知的障害者である児童若しくは生徒又は複数の種類の障害を併せ有する児童若しくは生徒を教育する場合において特に必要があるときは、各教科、道徳科、外国語活動、特別活動及び自立活動の全部又は一部について、合わせて授業を行うことができる」と定められています。

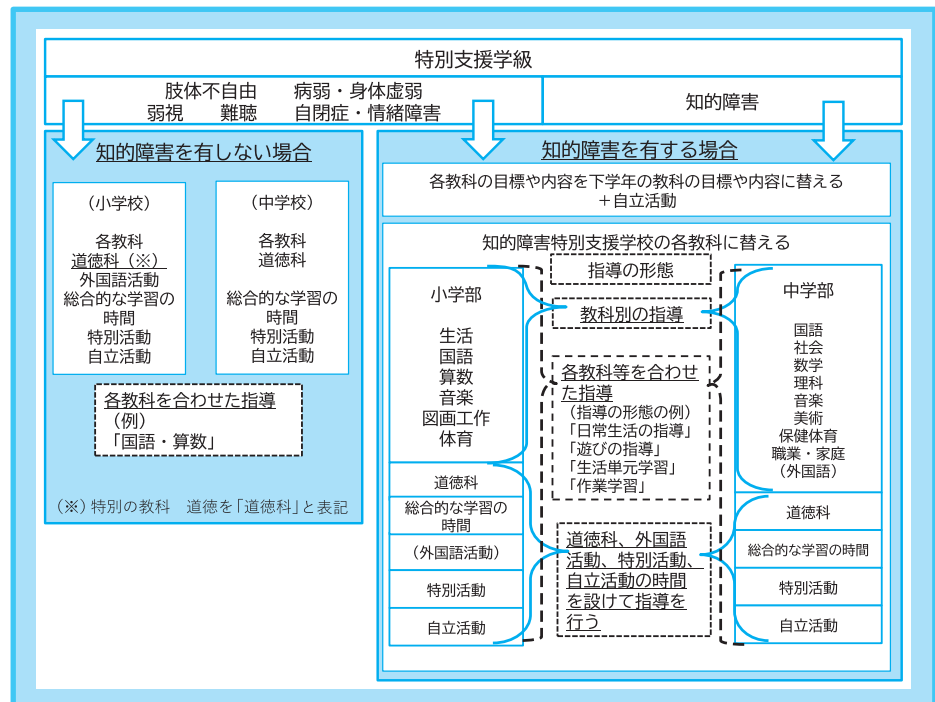


図3 特別支援学級における特別な教育課程の編成

特別支援学級に在籍している児童生徒で、知的障害を有する場合、各教科等を合わせて指導を行うことができます。